

令和7年松戸市議会3月定例会の提出予定議案

定例会に提出予定の議案につきましては 52件になります。

1	専決処分の報告及び承認について	2件
2	予算関係 「令和7年度予算について」	12件
	「令和6年度補正予算について」	10件
3	条例関係 「条例の制定について」	4件
	「条例の全部改正について」	2件
	「条例の一部改正について」	18件
4	その他 「契約の変更について」	1件
	「人事案件について」	3件

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部総務課 ☎047-366-7305

FAX 047-363-3200 ✉mcsoumu@city.matsudo.chiba.jp

令和 7 年松戸市議会 3 月定例会提出予定議案一覧

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
1	議案第 5 2 号	専決処分の報告及び承認について (令和 6 年度松戸市一般会計補正予算 (第 7 回))	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
2	議案第 5 3 号	専決処分の報告及び承認について (令和 6 年度松戸市一般会計補正予算 (第 8 回))	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
3	議案第 5 4 号	令和 6 年度松戸市一般会計補正予算 (第 9 回)	財 政 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 7 6
4	議案第 5 5 号	令和 6 年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)	国 保 年 金 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 7
5	議案第 5 6 号	令和 6 年度松戸市松戸競輪特別会計補正予算 (第 1 回)	公 営 競 技 事 務 所 ☎ 3 6 5 - 8 8 6 6
6	議案第 5 7 号	令和 6 年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計補 正予算 (第 1 回)	消 費 生 活 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 2 9
7	議案第 5 8 号	令和 6 年度松戸市介護保険特別会計補正予算 (第 2 回)	介 護 保 険 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 0
8	議案第 5 9 号	令和 6 年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回)	国 保 年 金 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 4 2
9	議案第 6 0 号	令和 6 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地 区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 回)	区 画 整 理 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 5
10	議案第 6 1 号	令和 6 年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別 会計補正予算 (第 1 回)	松戸駅周辺整備振興課 ☎ 3 6 6 - 7 0 8 6
11	議案第 6 2 号	令和 6 年度松戸市病院事業会計補正予算 (第 2 回)	病 院 政 策 課 ☎ 7 1 2 - 2 6 0 5

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
12	議案第63号	令和6年度松戸市下水道事業会計補正予算 (第2回)	下水道経営課 ☎ 710-3082
13	議案第64号	令和7年度松戸市一般会計予算	財 政 課 ☎ 366-7076
14	議案第65号	令和7年度松戸市国民健康保険特別会計予算	国 保 年 金 課 ☎ 366-7307
15	議案第66号	令和7年度松戸市松戸競輪特別会計予算	公 営 競 技 事 務 所 ☎ 365-8866
16	議案第67号	令和7年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計予算	消 費 生 活 課 ☎ 366-7329
17	議案第68号	令和7年度松戸市駐車場事業特別会計予算	街 づ く り 課 ☎ 366-7376
18	議案第69号	令和7年度松戸市介護保険特別会計予算	介 護 保 険 課 ☎ 366-7370
19	議案第70号	令和7年度松戸市後期高齢者医療特別会計予算	国 保 年 金 課 ☎ 366-7342
20	議案第71号	令和7年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区 土地区画整理事業特別会計予算	区 画 整 理 課 ☎ 366-7375
21	議案第72号	令和7年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別 会計予算	松戸駅周辺整備振興課 ☎ 366-7086
22	議案第73号	令和7年度松戸市水道事業会計予算	水) 総 務 課 ☎ 309-4007

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
23	議案第74号	令和7年度松戸市病院事業会計予算	病 院 政 策 課 ☎ 7 1 2 - 2 6 0 5
24	議案第75号	令和7年度松戸市下水道事業会計予算	下 水 道 経 営 課 ☎ 7 1 0 - 3 0 8 2
25	議案第76号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	行 政 経 営 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 1
26	議案第77号	松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	情 報 政 策 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 9 9
27	議案第78号	松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
28	議案第79号	松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
29	議案第80号	松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
30	議案第81号	松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
31	議案第82号	松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
32	議案第83号	松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について	税 制 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 2 1
33	議案第84号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（確認申請等手数料等関係）	建 築 審 査 課 ☎ 3 6 6 - 6 8 0 0

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
34	議案第85号	松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（宅地造成等に関する工事の中間検査の申請手数料関係）	住 宅 政 策 課 宅 地 担 当 室 ☎ 3 6 6 - 7 3 6 6
35	議案第86号	松戸市教育振興審議会条例の制定について	教 育 政 策 研 究 課 ☎ 7 0 3 - 9 8 1 1
36	議案第87号	松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例の制定について	障 害 福 祉 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 4 8
37	議案第88号	松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	保 育 課 保 育 運 営 担 当 室 ☎ 3 6 6 - 7 3 5 1
38	議案第89号	松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	保 育 課 保 育 運 営 担 当 室 ☎ 3 6 6 - 7 3 5 1
39	議案第90号	松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	保 育 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 5 1
40	議案第91号	松戸市自殺対策推進会議条例の制定について	健 康 推 進 課 ☎ 3 6 6 - 7 4 8 5
41	議案第92号	松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	環 境 政 策 課 ☎ 3 6 6 - 7 0 8 9
42	議案第93号	松戸市道路照明灯再LED化事業プロポーザル選考委員会条例の制定について	道 路 維 持 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 5 8
43	議案第94号	松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	街 づ く り 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 7 6
44	議案第95号	松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	下 水 道 経 営 課 ☎ 7 1 0 - 3 0 8 2

NO	議案番号	議案名	問い合わせ
45	議案第96号	松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	下水道維持課 ☎ 3 6 6 - 7 3 6 2
46	議案第97号	松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について	消防総務課 ☎ 3 6 3 - 1 1 1 6
47	議案第98号	松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 0 6
48	議案第99号	松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について	工 務 課 ☎ 3 0 9 - 4 0 0 8
49	議案第100号	契約の変更について	道路維持課 ☎ 3 6 6 - 7 3 5 8
50	議案第101号	教育委員会委員の任命について	教 育 総 務 課 ☎ 3 6 6 - 7 4 5 5
51	議案第102号	人権擁護委員候補者の推薦について	行 政 経 営 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 1
52	議案第103号	人権擁護委員候補者の推薦について	行 政 経 営 課 ☎ 3 6 6 - 7 3 1 1

令和7年松戸市議会3月定例会予定と主な内容

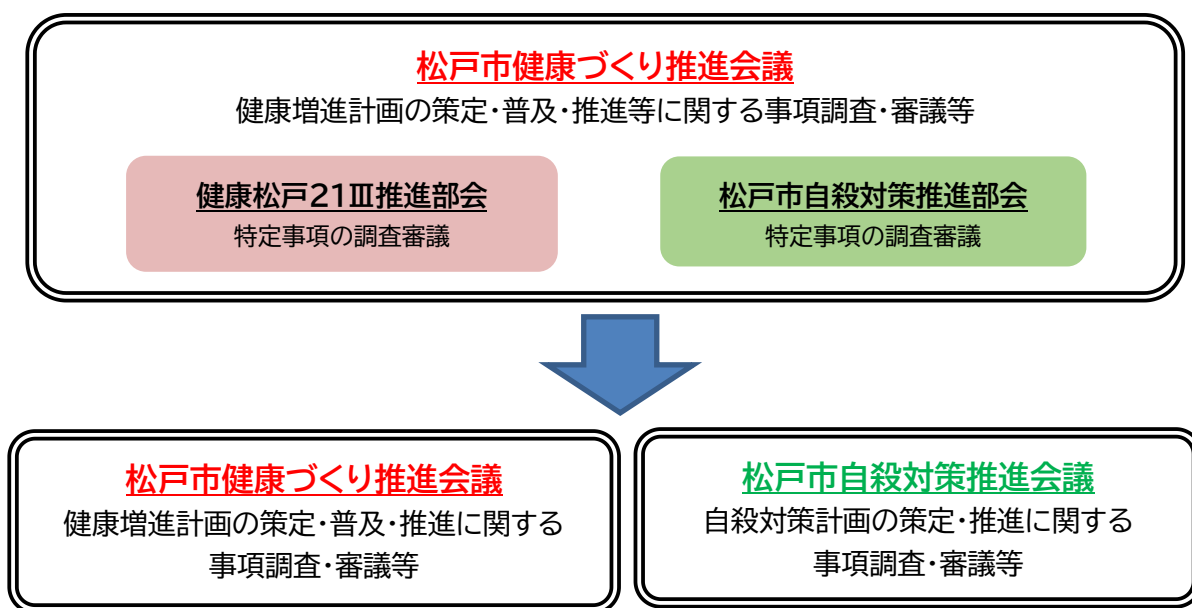
期日	会議予定時刻	会議予定	主な内容
2月 21日 (金)	午前10時	招集日・本会議	施政方針説明 議案提案理由説明
25日 (火)	午前10時	各常任委員会	先議議案の審査
28日 (金)	午前10時	本会議	先議議案採決
3月 3日 (月)	午前10時	本会議	一般質問
4日 (火)	午前10時		
5日 (水)	午前10時		一般質問・議案質疑
7日 (金)	午前10時	総務財務常任委員会	議案等の審査
10日 (月)	午前10時	健康福祉常任委員会	
11日 (火)	午前10時	教育環境常任委員会	
12日 (水)	午前10時	建設経済常任委員会	
17日 (月)	午前10時	予算審査特別委員会	予算の審査
18日 (火)	午前10時		
19日 (水)	午前10時		
21日 (金)	午前10時		
25日 (火)	午前10時	本会議	議案等の採決

松戸市自殺対策推進会議条例（案）の提出

自殺対策の更なる充実を図るために、自殺対策計画の策定及び推進に関する事項を審議するため、附属機関を設置する条例です。令和7年4月1日施行予定の同条例（案）について、令和7年松戸市議会3月定例会へ議案を提出いたします。

●目的

現在、自殺対策計画の策定及び推進に関する事項については、「松戸市健康づくり推進会議」の下部組織である「松戸市自殺対策推進部会」において調査審議しているが、健康づくり推進会議から独立させた附属機関を設置し、より専門的かつ多角的に調査審議するため。



●条例の要旨

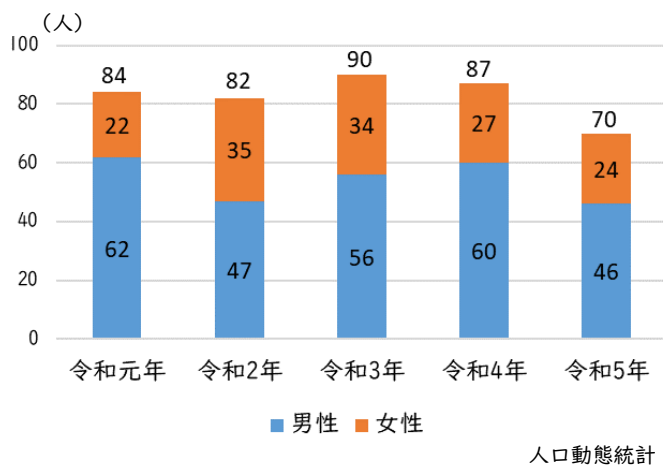
- ・松戸市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- ・推進会議は、自殺対策計画の策定及び推進に関する事項等について調査審議する。
- ・推進会議は、学識経験者、関係団体・関係行政機関の代表者、市民など、市長が委嘱する委員で組織する。

●施行予定日 令和7年4月1日

●条例案 別紙添付

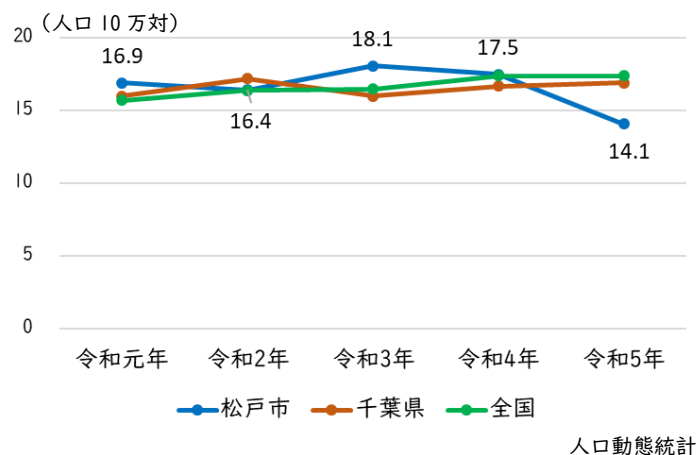
【参考】

松戸市の自殺者数

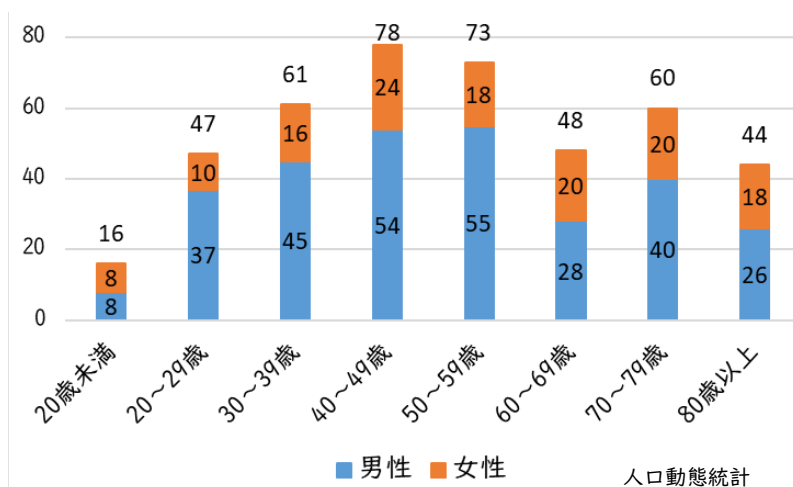


自殺死亡率の推移（松戸市、千葉県、全国）

※計画目標値：自殺死亡率 11.7（令和8年）



松戸市の年代別自殺者数（平成30年～令和4年の合計）



【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市健康医療部健康推進課

☎047-366-7486 FAX 047-363-9766

✉ mckenkou@city.matsudo.chiba.jp

松戸市自殺対策推進会議条例の制定について

松戸市自殺対策推進会議条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

自殺対策の更なる充実を図ることを目的として、これまで松戸市健康づくり推進会議で調査審議していた自殺対策計画の策定及び推進に関する事項についてより専門的かつ多角的に調査審議する附属機関を新たに設置するため。

松戸市自殺対策推進会議条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市自殺対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する自殺対策計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関を代表する者
 - (4) 公募市民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後														
別表2（第4条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>松戸市文化スポーツ推進審議会委員</td><td>（略）</td></tr></table>	職名	報酬	（略）		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）	別表2（第4条関係） <table><tr><th>職名</th><th>報酬</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>松戸市文化スポーツ推進審議会委員</td><td>（略）</td></tr><tr><td>松戸市自殺対策推進会議委員</td><td>日額 8,500円</td></tr></table>	職名	報酬	（略）		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）	松戸市自殺対策推進会議委員	日額 8,500円
職名	報酬														
（略）															
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）														
職名	報酬														
（略）															
松戸市文化スポーツ推進審議会委員	（略）														
松戸市自殺対策推進会議委員	日額 8,500円														

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例（案）の提出

主な内容は、松戸駅西口地下駐車場の健全な事業運営を図ることを目的に、同条例の別表第2及び第3の一部を改正するものです。

令和7年7月1日施行予定で、同条例（案）を令和7年松戸市議会3月定例会へ議案を提出いたします。

●改正の趣旨

松戸駅周辺の民間駐車場の料金は、近年の社会情勢の変化による物価高騰等に比例して上昇傾向にあり、松戸駅西口地下駐車場の料金との乖離が著しいことや、人件費の増加による委託料の上昇、老朽化に伴う修繕料の増加など財政圧迫も懸念されることから、公営駐車場として独立採算制や利便性の確保などを継続して行うため、駐車場料金（二輪自動車を除く）を改定するもの。

●提案理由

松戸駅西口地下駐車場の健全な事業運営を図ることを目的として、同駐車場の駐車料金を引き上げるため。

●改正内容

改正前（現行） 駐車料金 150円／30分	➡	改正後 駐車料金 200円／30分
改正前（現行） 回数駐車券 150円券22枚綴り 3,000円	➡	改正後 回数駐車券 200円券22枚綴り 4,000円

●施行予定日 令和7年7月1日

●改正概要 別紙1添付

●条例案 別紙2添付

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-0072 千葉県松戸市竹ヶ花136番地の2 竹ヶ花別館3階
 松戸市街づくり部街づくり課
 ☎047-366-7376 FAX047-382-5808
 ✉ mcmachidukuri@city.matsudo.chiba.jp

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正概要

別表第2(第5条関係 一部抜粋)

時間の区分		駐車料金(改正前)	駐車料金(改正後)
普通	8時～23時	(1)二輪自動車以外の自動車 最初の30分まで150円 以後30分増すまでごとに 150円 1日当たり2,000円を上限 (2)二輪自動車 1日1回につき500円	(1)二輪自動車以外の自動車 最初の30分まで <u>200円</u> 以後30分増すまでごとに <u>200円</u> 1日当たり2,000円を上限 (2)二輪自動車 1日1回につき500円
夜間	22時30分 ～8時30分	1回につき1,000円	1回につき1,000円

別表第3(第6条関係 一部抜粋)

区分	種類(改正前)	料金(改正前)	種類(改正後)	料金(改正後)
回数駐車券	150円券 22枚綴り	3,000円	<u>200円券</u> 22枚綴り	<u>4,000円</u>
プリペイドカード	利用度数 5,500円分	5,000円	利用度数 5,500円分	5,000円
	利用度数 3,300円分	3,000円	利用度数 3,300円分	3,000円
定期駐車券	全日	40,000円	全日	40,000円
	平日	26,000円	平日	26,000円

議 案 第 94 号

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸駅西口地下駐車場の健全な事業運営を図ることを目的として、同駐車場の駐車料金を引き上げるため。

松戸市駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市駐車場条例（昭和60年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前				改 正 後			
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
駐車場名	時間の区分	駐車料金		駐車場名	時間の区分	駐車料金	
松戸駅西口 地下駐車場	普通	午前8時	(1) 二輪自動車以外 の自動車 最初の30分 まで <u>150円</u> 以後30分増 す までごとに <u>150円</u> （夜間料金を納 付すべき者が翌 日午前8時30 分以降出庫する 場合においては、 夜間料金に30分 増すまでごとに <u>1</u> <u>50円</u> ）を加算す る。ただし、1日 当たり2,000円を 上限とする。	松戸駅西口 地下駐車場	普通	午前8時	(1) 二輪自動車以外 の自動車 最初の30分 まで <u>200円</u> 以後30分増 す までごとに <u>200円</u> （夜間料金を納 付すべき者が翌 日午前8時30 分以降出庫する 場合においては、 夜間料金に30分 増すまでごとに <u>2</u> <u>00円</u> ）を加算す る。ただし、1日 当たり2,000円を 上限とする。
		から午後				から午後	
		11時まで				11時まで	
			(2) (略)				(2) (略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			
別表第3（第6条関係）				別表第3（第6条関係）			
区分	種類	料金		区分	種類	料金	

回数駐車券	150円券 22枚 綴	3,000円	回数駐車券	200円券 22枚 綴	4,000円
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の普通料金から適用し、同日前の普通料金については、なお従前の例による。